

公益社団法人 徳島県教育会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人徳島県教育会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、徳島県教育の充実とその振興を図る事業を推進し、県民の教育・文化・福祉の向上に努めるとともに、平和で民主的な国家・社会の形成に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、又その公益事業に資するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育（幼・小・中・高・特別支援学校）・家庭教育及び社会教育の振興上必要な事業の実施、促進及び協力に関すること
- (2) 幼・小・中・高の校（園）長会、教頭会、幼・小・中・高・特別支援教育研究会、各教育研究団体、県教育委員会及び県内大学との密接な連携、協力に関すること
- (3) 各種教育の振興及び教育財政の確立などを図るための支援・協力に関すること
- (4) 教職員の職能向上及び児童生徒の文化の向上や学術振興を図るための援助・協力に関すること
- (5) 教育研究の奨励助成及び功績者の表彰に関すること
- (6) 教育会館を広く教育文化の振興、援助を行う拠点として施設の開放、充実を図る事柄に関すること
- (7) その他目的達成に必要と認めた事業に関すること

2 前項の事業は、徳島県において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 効率的運営のための施設貸出事業
- (2) 教育活動の円滑な推進に寄与する調査出版事業
- (3) 会員の福利厚生事業、相互扶助事業及び教育功労者表彰事業

2 前項各号の事業は、前条の公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないよう行うものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員及び社員

(会員)

第7条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 徳島県内の国公立学校（園）等に所属する教職員及び教育関係職員で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 特別会員 前項の正会員であつて現職を退いた後、本会の趣旨に賛同して入会した者

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員及び特別会員並びに賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認を得るものとする。

(会費・拠出金)

第9条 この法人の会員は、社員総会において別に定める会費・拠出金を納めるものとする。

(退会)

第10条 会員が退会するときは、その旨を理事会に届けることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において3分の2以上の決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なくして、会費・拠出金を1年以上滞納したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(3) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前条の規程によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員)

第14条 この法人の社員は、正会員の中から、概ね20人に1人の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利

を有する。ただし、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第2項の代議員選挙は、1年に1度、定時社員総会前に実施することとし、代議員の任期は、次年度実施される代議員選出のときまでとする。ただし、選出された代議員が責任追及の訴え、社員総会決議取り消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

9 正会員は、「一般社団・財団法人法」に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第4章 社員総会

（構成）

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（权限）

第16条 社員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任

- (3) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(開 催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数の同意をもって行う。可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は社員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第22条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事とすることができます。
- 4 2項の理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、理事長以外の理事のうち、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 補欠の理事1名及び監事1名を社員総会の決議によって選任することができる。
- 3 第1項にかかわらず代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐する。
- 4 会長は、専ら教育学術関係の業務に従事する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会において理事の中より理事長代行を選任し、その業務執行に係る職務を代行する。
- 7 理事長並びに専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。また、監事は「一般社団・財団法人法」所定の職務を行う。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の議決を経て、報酬等として支給することができる。

(役員の責任免除)

第31条 理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、「一般社団・財団法人法」第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事、監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問

(顧問の選任及び職務)

第32条 この法人に顧問を3名以内置くことができる。任期は1年間とし、再任を妨げない。

- 2 顧問は、本法人に功績のある特別会員の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営事項について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問は、理事会の要請により理事会に出席し意見を述べることができる。

第7章 理事会

(設置)

第33条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長、副会長及び専務理事の選定又は解職
- (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

(4) 「一般社団・財団法人法」第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める公益社団法人徳島県教育会理事会運営規則による。

第8章 運営協議会

(構 成)

第41条 この法人に、運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、理事長、会長、副会長及び専務理事並びに各単位教育会から選任された各3名の運営委員をもって構成する。ただし、加入幼稚園・こども園数が2園以下の単位教育会は2名、名東郡教育会は1名、徳島市教育会と高校教育会は5名とする。

3 前項の運営委員には、各単位教育会の代表者が含まれるものとする。

(開催及び協議事項)

第42条 運営協議会は必要に応じて開催し、理事会の審議事項の検討準備等を行う。

第9章 部会及び専門委員会

(部 会)

第43条 この法人は次の部会を設置し、教育上の研究調査を行う。

- (1) 幼稚園・こども園部会
- (2) 小学校部会
- (3) 中学校部会
- (4) 高等学校部会
- (5) 特別支援学校部会

(専門委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により専

門委員会を設置することができる。

第10章 財産及び会計

(財産種別)

第45条 この法人の財産は、次の運用財産をもって構成する。

- (1) 会費及び拠出金
- (2) 事業収入（経費の支弁）

第46条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(財産の管理・運用)

第47条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決による公益社団法人徳島県教育会財産運用管理規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時社員総会において承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4

8条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱については、理事会の決議による。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするとき、あらかじめその旨を行政庁に届けるものとする。

(解散)

第54条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する）公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、（社員総会の議決により）この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公 告)

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第13章 徳島県教育会館建設基金

(事業及び拠出金の返付)

第58条 この法人が公益事業を営むための教育会館を、維持管理、運営するため徳島県教育会館建設基金を設立し事業を行うとともに、会館にかかる費用を支弁する。なお、基金の返付については別に定める公益社団法人徳島県教育会会館管理特別会計「会員拠出金」に関する規程による。

第14章 互助会

(事業及び拠出金の返付)

第59条 教職員の福利厚生を図るため、互助会を設立し、互助会事業を行う。なお、拠出金の返付及び事業の詳細は別に定める公益社団法人徳島県教育会互助会運営規程による。

第15章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める公益社団法人徳島県教育会情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、公益社団法人徳島県教育会個人情報の取り扱い要領に基づくものとする。

第16章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を整理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び收支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧・管理については、法令の定めによるほか、第59条第2項に定める公益社団法人徳島県教育会情報公開規程によるものとする。

附則

大正15年3月24日 法人組織

大正15年8月9日 一部変更

昭和5年6月17日 //

昭和6年5月27日 //

昭和 8 年 9 月 4 日	〃
昭和 9 年 12 月 24 日	〃
昭和 12 年 12 月 8 日	〃
昭和 14 年 9 月 29 日	〃
昭和 15 年 9 月 24 日	〃
昭和 22 年 9 月 22 日	大改定
昭和 23 年 12 月 1 日	一部変更
昭和 26 年 6 月 6 日	〃
昭和 30 年 5 月 28 日	〃
昭和 33 年 5 月 16 日	〃
昭和 44 年 6 月 26 日	〃
昭和 48 年 10 月 18 日	〃
昭和 50 年 6 月 7 日	〃
昭和 52 年 6 月 3 日	〃
昭和 63 年 5 月 15 日	〃
平成 7 年 5 月 21 日	〃
平成 16 年 5 月 22 日	〃
平成 22 年 5 月 22 日	〃
平成 23 年 5 月 23 日	改定
平成 26 年 5 月 24 日	一部変更
平成 27 年 5 月 23 日	〃
平成 29 年 5 月 20 日	〃
令和 4 年 5 月 21 日	〃

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は山尾壽一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。